

館山寺の里通所介護 重要事項説明書

【通所介護・介護予防通所介護】

当事業所の通所介護及び介護予防通所介護(以下「通所介護」という)提供に関し、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

(1) 運営法人

法人種別及び名称	社会福祉法人 庄栄会
法人所在地	浜松市中央区館山寺町2418-1
代表者氏名	理事長 高柳 泰之

(2) 事業所の名称など

名 称	館山寺の里 デイサービスセンター
事 業 所 種 別	指定通所介護事業所 (定員 20名)
管 理 者 氏 名	植 松 俊 太
所 在 地	〒431-1209 浜松市中央区館山寺町463-1
電 話 番 号	053-487-3050
F A X 番 号	053-487-3054
指 定 事 業 所 番 号	2277102097
サービスを提供する通常実施地域	庄内地区・湖東地区・花川地区・高丘地区・伊佐見地区・細江地区
當 業 日 及 び 時 間	當業日 月曜日から金曜日 (12/31~1/3を除く) 受付時間 8時30分~17時30分 提供時間 9時30分~15時35分

(3) 職員の概要

職種	職員数	勤務形態	業務内容
相談員	2	常勤専従(1)	利用者の生活相談等
		常勤兼務(1)	
看護師	1	非常勤兼務(1)	利用者の健康管理
介護職員	4	常勤専従(3)	利用者の介護の提供
		非常勤専従(1)	
機能訓練指導員	2	常勤兼務(1)	リハビリ訓練指導
		非常勤兼務(1)	

2. 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	ご利用者が、要介護状態になっても、残存機能を維持活用し、出来る限り在宅生活を継続できるよう、又、介護者の負担を軽減できるようサポートします。
運 営 方 針	ご利用者の人格を尊重しながらのサービス提供に努め、共に生きる仲間を作り、地域やご家族との連携を重視した運営をいたします。

3. 通所介護の内容

項目	内容・方法など
通所サービス計画の作成	ニーズに沿った具体的なサービス内容を計画します。
サービス計画に沿ったサービス提供	懇切丁寧におこなうことを旨とし、常にご利用者の状態把握に努めながら、計画されたサービスを提供します。
記録	サービス実施状況及び、評価をケース記録に記録します。
利用者・家族への説明・同意	サービス計画の目標及び内容、実施状況や評価について説明し同意を得て、それを交付します。
居宅介護支援事業所との連携	サービス実施状況を居宅介護支援専門員に報告するなど、連絡調整に努めます。

4. 利用料及びその他の費用について

(1) 介護保険利用費用

【要介護の方】

施設利用料 通常規模型通所介護

単位数／1日あたり	基本単位数
要介護 1	584単位
要介護 2	689単位
要介護 3	796単位
要介護 4	901単位
要介護 5	1,008単位

加算	加算額
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 単位
介護職員の状況によりいづれかひとつを加算	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56 単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	76 単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月
個別機能訓練加算は(Ⅰ)イ又はロと(Ⅱ)を加算	
入浴介助加算(Ⅰ)	40 単位
入浴介助加算(Ⅱ)	55 単位
入浴介助加算は(Ⅰ)又は(Ⅱ)を加算	
送迎減算	-47 単位
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	ひと月分の総単位に 9.2%を加算

【要支援の方】

施設利用料

要介護度	単位数／1月
事業対象者・要支援1 要支援2(週1回程度利用)	1,798単位
要支援2(週2回程度利用)	3,621単位

加算	加算額	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	週1回程度利用	88 単位
	週2回程度利用	176 単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ	週1回程度利用	72 単位
	週2回程度利用	144 単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ	週1回程度利用	24 単位
	週2回程度利用	48 単位
サービス提供体制強化加算は介護職員の状況によりいずれかひとつを加算		
科学的介護推進体制加算	40 単位/月	
介護職員等処遇改善加算 (I)	ひと月分の総単位に9.2%を加算	
送迎減算	-47 単位	

◇ 施設利用料は介護保険負担割合証又は介護保険被保険者証に記載された割合による。

◇ 1単位あたりの単価 = 10.14円

(2) 実費費用

昼食料金(おやつ込み)	680円
特別な食事(イベント)	実費
レクリエーション材料	実費

(3) キャンセル料金

利用者が利用日の午前8時30分以後、利用の中止を申し出た場合は、食事代金をいただきます。

但し、ご利用者の体調不良等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

5. 事故発生時の対応方法

サービスを提供中に、利用者に事故が起きた場合には、状態確認後速やかにご家族にご報告・ご相談し対処いたします。また、賠償すべき事故が発生した場合は、保険会社と相談し速やかに対応を行います。

6. 非常災害時の対策

(1) 非常災害時に関する具体的計画の作成

非常災害に向けた計画を作成し施設内防災委員会を設置、定期的(年2回春・秋)に総合避難訓練、救出方法、発火による消火訓練、その他必要な訓練を行います。毎月職員による防災対策委員会で防災対策・連絡網を使用した訓練などを実施します。

(2) 近隣と防災協力をし合い、非常時の相互の応援を依頼します。

(3) 消防署へ防災訓練計画を提出し、その指導のもと、防災に関し体制の確立に努めます。

7. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

館山寺の里デイサービスセンター 苦情受付担当者	053-487-3050
-------------------------	--------------

上記以外 外部の苦情受付は

中央福祉事業所 長寿支援課 西行政センター内	053-597-1119
国民健康保険団体連合会 介護担当窓口	054-253-5590
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	054-653-0840
第三者委員和田禮子（評議員）	053-487-0571
佐藤富美子（評議員）	053-487-1581

8. ご利用にあたり留意いただくことについて

項目	内容
外出・退出	サービス利用中は個人での外出は出来ません。やむを得ず退出する場合は、職員の許可を必要とします。
施設の設備・器具の利用	施設内設備・器具は本来の用法に従いご利用ください。これに反した利用で破損が生じた場合は賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙できません。
迷惑行為	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮願います。
金銭・貴重品の管理	ご利用者の金銭及び貴重品の管理は出来ません。紛失されても責任は負えません。
宗教・政治活動	施設内で、他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮願います。
危険物などの持ち込み	施設内への危険物の持ち込みは禁止します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
	事業者及び事業者の使用者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
個人情報の保護について	事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。
	事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

利用者、およびその家族等の個人情報については、守秘義務を厳守します。

居宅介護支援契約における秘密保持に関し、下記の場合に、その必要性とする範囲で

使用することがありますのでご了承下さい。

- ① 事業者が、介護保険に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づくサービス等を円滑に実施するため、ケアチーム間やサービス担当者会議において使用する場合。
- ② 利用者が医療機関にかかる時や、急変時等に対応する各機関職員等に対し、健康保険証(住所・氏名・家族状況)と心身状況(個人情報)を使用する場合。
- ③ 利用者が、複数のサービス利用期間を利用している場合、サービス計画に基づくサービスが円滑に行われるよう、各機関間での必要な情報共有を求められた場合。
- ④ 事業者が、契約終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行う際に必要な情報を使用する場合。
- ⑤ 法令上の開示要請、裁判所や行政機関からの要請に基づく場合。